

杜の都の環境をつくる条例

(平成18年6月23日仙台市条例第47号)

目次

前文

第1章 総則(第1条 第10条)

第2章 緑の保全

第1節 保存緑地(第11条 第18条)

第2節 保存樹木等(第19条 第25条)

第3章 緑の創出(第26条 第31条)

第4章 緑の普及(第32条 第35条)

第5章 杜の都の環境をつくる審議会(第36条)

第6章 雑則(第37条・第38条)

第7章 罰則(第39条 第41条)

附則

私たちの郷土仙台は、緑に満ちた都市景観と情緒ある環境を保ちながら健康で文化的な市民生活をはぐくみ、個性豊かな「杜の都」を形づくってきた。

しかしながら、急速な都市化の進展は、緑の環境の無秩序な破壊を招き、市民共有の財産である杜の都の潤いある環境は、失われようとしている。

緑は、人間にとって心のふるさとであり、生命の源である。

緑に満ちた「明るく、住みよく、美しい」都市環境は、郷土を愛する市民すべての切なる願いであり、その未来への継承こそ私たちに課せられた大いなる責務である。

ここに、私たちは、自然との調和ある環境の創造を都市づくりの理念とし、市民挙げて緑の保護と積極的な育成に努め、杜の都の伝統ある風土を未来に発展させることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、緑の保全、創出及び普及に関し必要な事項を定めるとともに、緑の保全、創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健康で文化的な市民生活の確保と杜の都の緑豊かな都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑 樹林地、水辺地等動植物の生息若しくは生育の基盤となる土地若しくは空間で良好な自然的環境を形成しているもの又は樹木、草花その他の植物をいう。
- (2) 緑の普及 緑に関する知識若しくは緑の保全若しくは創出に関する活動を広めること又は緑の保全若しくは創出に関する意欲の増進を図ることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、緑の保全、創出及び普及に関する総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に際しては、必要に応じ、国又は他の地方公共団体と連携を図るものとする。
- 3 市は、第1項の規定による施策の策定及び実施に関し必要な事項について調査及び研究を行い、その結果を公表するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、緑の保全、創出及び普及に自ら努めるとともに、第1条の目的を達成するため市が行う施策の策定及び実施に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、緑の保全、創出及び普及に自ら努めるとともに、第1条の目的を達成するため市が行う施策の策定及び実施に協力しなければならない。

(協働による取組)

第6条 市、市民及び事業者は、協働による緑の保全、創出及び普及に継続的に取り組むものとする。

2 市は、前項の規定による取組が促進されるよう、人材の活用その他必要な体制の整備に努めなければならない。

(土地等における緑の保全及び創出)

第7条 市は、自ら所有し、設置し、又は管理する土地及び施設の敷地内について、緑の保全及び創出に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、自ら所有し、又は管理する土地及び建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の敷地内について、緑の保全及び創出に努めなければならない。

(緑の適切な管理)

第8条 市、市民及び事業者は、自ら所有し、又は管理する緑について、適切な管理に努めなければならない。

2 市、市民及び事業者は、自らが活動する場所及びその周辺の緑の適切な管理について、互いに協力するよう努めなければならない。

(国又は他の地方公共団体への協力要請)

第9条 市長は、緑の保全、創出及び普及に関する市の施策の推進について、国又は他の地方公共団体に対し、協力を要請することができる。

2 市長は、国又は他の地方公共団体が本市の区域内に所有し、設置し、又は管理する土地及び施設の敷地内における緑の保全及び創出について、当該国又は他の地方公共団体に対し、協力を要請することができる。

(緑の基本計画)

第10条 市長は、本市の区域における緑の保全、創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、仙台市緑の基本計画(都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する基本計画をいう。以下「緑の基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、緑の基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ杜の都の環境をつくる審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、緑の基本計画に定める施策の実施状況について、杜の都の環境をつくる審議会に報告するものとする。

第2章 緑の保全

第1節 保存緑地

(保存緑地)

第11条 市長は、都市の健全な環境を確保するため、緑を含む土地の区域で規則で定める規模以上のもののうち、次の各号のいずれにも該当するものを、保存緑地として指定することができる。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定により定められた市街化区域及びその周辺地に存すること

(2) 地域の住民の健全な心身の保持及び増進又は公害若しくは災害の防止に効果があること

(3) 特に良好な自然的環境を有すること

2 市長は、保存緑地を指定しようとするときは、あらかじめ杜の都の環境をつくる審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、保存緑地を指定したときは、当該保存緑地における緑の保全計画(以下この条において「保全計画」という。)を定めなければならない。

4 市長は、保存緑地を指定したとき又は保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

5 市長は、保存緑地の全部又は一部が第1項の要件に該当しなくなったときは、その保存緑地の指定を解

除し、又は変更し、及びその保全計画を廃止し、又は変更するものとする。

- 6 第2項の規定は保存緑地の指定の解除及び変更について、第4項の規定は保存緑地の指定の解除及び変更並びに保全計画の廃止及び変更について、それぞれ準用する。

(保存緑地の適切な管理等)

第12条 保存緑地内の土地を所有し、又は管理する者は、当該保存緑地における緑の保全を図るため適切な管理に努めなければならない。

- 2 市長は、保存緑地における緑の保全を図るため必要があると認めるときは、当該保存緑地内の土地を所有し、又は管理する者に対し、その保全について助言、指導又は援助をすることができる。

(標識の設置)

第13条 市長は、保存緑地を指定したときは、当該保存緑地内に、保存緑地である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 保存緑地内の土地を所有し、占有し、又は管理する者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(保存緑地における行為の届出等)

第14条 保存緑地において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、改築又は増築で規則で定める規模以上のもの
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 水面の埋立て又は干拓
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該保存緑地における緑の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 3 市長は、当該保存緑地における緑の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第1項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。
- 5 市長は、前項後段の規定による通知があった場合において、当該保存緑地における緑の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関等に対し、当該保存緑地における緑の保全のため採るべき措置について協議を求めることができる。
- 6 次に掲げる行為については、第1項、第4項後段及び前項の規定は、適用しない。
- (1) 保存緑地が指定された際既に着手していた行為
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (3) 法第6条第1項の緑地保全計画に定められた緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
 - (4) 法第24条第1項に規定する管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
 - (5) 法第55条第1項又は第2項に規定する市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
 - (6) 保存緑地における緑の保全に支障を及ぼすおそれがない通常の管理行為その他の行為で規則で定めるもの
- 7 保存緑地において第1項各号に掲げる行為で前項第2号に掲げるものをした者は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
- 8 市長は、第1項の規定による届出を要する行為をしようとする者又はした者に対し、当該保存緑地における緑の保全のため必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(禁止命令等)

第15条 市長は、保存緑地において前条第1項の規定による届出を要する行為をしようとする者又はした者

に対し、当該保存緑地における緑の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は当該行為の中止を命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分は、前条第1項の規定による届出をした者に対しては、その届出があった日から起算して30日以内に限り、することができる。
- 3 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項に規定する期間内に第1項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、同項に規定する期間内に、前条第1項の規定による届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による処分に違反した者に対し、相当の期限を定めて、当該保存緑地における緑の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第16条 市長は、前2条の規定の施行に関し必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員又は市長が委任した者を保存緑地内の土地又は建物内に立ち入らせ、当該保存緑地における緑の状況を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 3 何人も、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(保存緑地保全協定)

第17条 市長は、保存緑地内の土地を所有し、又は管理する者と当該保存緑地における緑の保全に関する協定を締結するよう努めなければならない。

(土地の買取り)

第18条 市は、保存緑地内の土地の所有者から当該土地の買取りの申出があった場合において、当該保存緑地における緑の保全のため特に必要があると認めるときは、当該土地の全部又は一部を買い取ることができる。

第2節 保存樹木等

(保存樹木等)

第19条 市長は、地域の美観風致を維持するため保存することが必要な樹木又は樹木の集団(以下「樹林」という。)が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に該当するときは、当該樹木又は樹林を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

- (1) 保存樹木 指定しようとする樹木が、規則で定める要件に該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること
- (2) 保存樹林 指定しようとする樹林が、規則で定める要件に該当し、当該樹林に属する樹木が健全で、かつ、当該樹林の樹容が美観上特に優れていること
- 2 市長は、保存樹木等の保全のため必要があると認めるときは、規則で定める基準に従い、当該保存樹木等の存する土地の区域の全部又は一部を樹木保存区域として指定することができる。
- 3 市長は、保存樹木等又は樹木保存区域を指定しようとするときは、あらかじめ杜の都の環境をつくる審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、保存樹木等を指定したときは、当該保存樹木等の保全計画(以下この条において「保全計画」という。)を定めなければならない。
- 5 市長は、保存樹木等若しくは樹木保存区域を指定したとき又は保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。
- 6 市長は、保存樹木等又は樹木保存区域の全部又は一部が第1項又は第2項の規定に適合しなくなったときは、その保存樹木等又は樹木保存区域の指定を解除し、又は変更し、及びその保全計画を廃止し、又は変更するものとする。
- 7 第3項の規定は保存樹木等又は樹木保存区域の指定の解除及び変更について、第5項の規定は保存樹木等又は樹木保存区域の指定の解除及び変更並びに保全計画の廃止及び変更について、それぞれ準用する。

(保存樹木等の保全等)

第20条 保存樹木等又は樹木保存区域内の土地を所有し、又は管理する者は、当該保存樹木等について、枯損の防止等保全に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、遅滞なく、市長にその旨を届け出なければならない。
- 3 市長は、保存樹木等の枯損を防止するため、その生育状況の把握に努めなければならない。
- 4 市長は、保存樹木等の保全を図るため必要があると認めるときは、第1項に規定する者に対し、その保全について助言、指導又は援助をすることができる。

(標識の設置)

第21条 市長は、保存樹木等又は樹木保存区域を指定したときは、保存樹木等にあつてはその保存樹木等又はその存する土地に、樹木保存区域にあつてはその区域内に、保存樹木等又は樹木保存区域である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 保存樹木等又は樹木保存区域内の土地を所有し、占有し、又は管理する者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(樹木保存区域における行為の届出等)

第22条 樹木保存区域において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、改築又は増築で規則で定める規模以上のもの
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 水面の埋立て又は干拓
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該樹木保存区域内の保存樹木等(以下「区域内保存樹木等」という。)の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 3 市長は、当該区域内保存樹木等の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、国の機関等が行う行為については、第1項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。
- 5 市長は、前項後段の規定による通知があった場合において、当該区域内保存樹木等の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関等に対し、当該区域内保存樹木等の保全のため採るべき措置について協議を求めることができる。
- 6 次に掲げる行為については、第1項、第4項後段及び前項の規定は、適用しない。
- (1) 樹木保存区域が指定された際既に着手していた行為
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (3) 法第6条第1項の緑地保全計画に定められた緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
 - (4) 法第24条第1項に規定する管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
 - (5) 法第55条第1項又は第2項に規定する市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
 - (6) 区域内保存樹木等の保全に支障を及ぼすおそれがない通常の管理行為その他の行為で規則で定めるもの
- 7 樹木保存区域において第1項各号に掲げる行為で前項第2号に掲げるものをした者は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
- 8 市長は、第1項の規定による届出を要する行為をしようとする者又はした者に対し、当該区域内保存樹木等の保全のため必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(禁止命令等)

第 23 条 市長は、樹木保存区域において前条第 1 項の規定による届出を要する行為をしようとする者又はした者に対し、当該区域内保存樹木等の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は当該行為の中止を命ずることができる。

2 前項の規定による処分は、前条第 1 項の規定による届出をした者に対しては、その届出があった日から起算して 30 日以内に限り、することができる。

3 市長は、前条第 1 項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項に規定する期間内に第 1 項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、同項に規定する期間内に、前条第 1 項の規定による届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

4 市長は、第 1 項の規定による処分に違反した者に対し、相当の期限を定めて、当該区域内保存樹木等の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第 24 条 市長は、前 2 条の規定の施行に関し必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員又は市長が委任した者を樹木保存区域内の土地又は建物内に立ち入らせ、当該区域内保存樹木等の状況を調査させることができる。

2 第 16 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による立入調査について準用する。

(保存樹木等保全協定)

第 25 条 市長は、保存樹木等又は樹木保存区域内の土地を所有し、又は管理する者と当該保存樹木等の保全に関する協定を締結するよう努めなければならない。

第 3 章 緑の創出

(緑化義務)

第 26 条 市は、第 29 条第 1 項第 1 号の行為を行う土地又は同項第 3 号の行為を行う建築物の敷地内について、規則で定める基準に従い、緑化を行わなければならない。

2 国の機関及び他の地方公共団体は、第 29 条第 1 項各号の行為を行う土地又は建築物の敷地内について、前項の規則で定める基準に準じて緑化を行わなければならない。

第 27 条 第 29 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の行為を行おうとする者(国の機関等を除く。)は、その行為を行う土地又は建築物の敷地内について、規則で定める基準に従い、緑化を行わなければならない。

(道路に接する部分の緑化)

第 28 条 前 2 条の規定により緑化を行う者は、特に道路に接する部分の緑化に努めなければならない。

(建築行為等に係る緑化計画書)

第 29 条 次に掲げる行為(規則で定めるものを除く。以下「建築行為等」という。)を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ当該建築行為等に係る土地又は建築物の敷地内についての緑化に関する計画書(以下「緑化計画書」という。)を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

(1) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為

(2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を必要とする行為

(3) 建築基準法第 18 条第 2 項の規定による通知を必要とする行為

2 建築行為等を行う者は、前項の認定を受けた緑化計画書に基づき行う緑化を完了したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第 30 条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、建築行為等を行う者に対し、緑化に関する状況その他必要な事項について報告させ、又は当該職員に、土地、建築物若しくはその敷地に立ち入らせ、建築物、書類その他の物件を調査させることができる。

2 何人も、正当な理由がない限り、前項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

3 第16条第2項及び第4項の規定は、第1項の規定による立入調査について準用する。

(勧告)

第31条 市長は、建築行為等を行う者が第26条又は第27条に規定する緑化の義務に違反していると認めるときは、これらの規定に定めるところにより緑化を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める措置を採るべきことを勧告することができる。

(1) 第29条第1項の規定による緑化計画書の認定を受けずに建築行為等を行った者 緑化計画書を市長に提出し、その認定を受けること

(2) 第29条第2項の規定による緑化の完了についての届出をしない者 当該緑化の完了についての届出をすること

(3) 前条第1項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 報告を行い、若しくは当該虚偽の報告の内容を是正し、又は立入調査を受け入れること

第4章 緑の普及

(啓発)

第32条 市は、緑の普及のため、緑に関する情報を収集するとともに、市民及び事業者に緑に関する情報を提供するものとする。

2 市は、市民又は事業者が自発的に行う緑の保全、創出及び普及に関する活動を促進するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、市民又は事業者を対象とする緑の保全、創出及び普及に関する学校教育及び社会教育の充実に関し、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(表彰)

第33条 市長は、緑の保全、創出又は普及に関し顕著な功績があったと認める個人又は団体を表彰することができる。

(緑の活動団体の認定)

第34条 市長は、この条例の目的に寄与する活動を行う団体を、規則で定めるところにより、緑の活動団体として認定することができる。

(支援)

第35条 市長は、緑の保全、創出及び普及に関する施策を推進するため必要があると認めるときは、市民又は事業者に対し、専門家の派遣、緑化のための資材の提供、費用の助成その他の支援を行うことができる。

第5章 杜の都の環境をつくる審議会

第36条 緑の保全、創出及び普及に関する事項を調査審議するため、杜の都の環境をつくる審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 緑の基本計画の策定及び変更に関すること

(2) 保存緑地の指定並びにその解除及び変更に関すること

(3) 保存樹木等の指定並びにその解除及び変更に関すること

(4) 樹木保存区域の指定並びにその解除及び変更に関すること

(5) 法第5条に規定する緑地保全地域に関すること

(6) 法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区に関すること

(7) 法第20条第2項に規定する地区計画等緑地保全条例に関すること

(8) 法第34条第1項に規定する緑化地域に関すること

(9) 前各号に定めるもののほか、緑の保全、創出及び普及に関する事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 緑の保全，創出又は普及のための活動を行っている団体の構成員
 - (3) 前2号に掲げる者のほか，市長が適当と認める者
- 5 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は，再任されることができる。
 - 7 特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは，審議会に臨時委員を置くことができる。
 - 8 前各項に定めるもののほか，審議会の組織及び運営に関し必要な事項は，規則で定める。

第6章 雑則

(公表)

第37条 市長は，次の各号のいずれかに該当する者について，その者の氏名又は名称及び住所並びに公表の原因となる事実を公表することができる。

- (1) 第13条第2項又は第21条第2項若しくは第3項の規定に違反した者
 - (2) 第22条第1項の規定による届出をせず，若しくは虚偽の届出をした者
 - (3) 第22条第2項の規定に違反した者
 - (4) 第23条第1項の規定による命令に違反する行為をし，又は同条第4項の規定による命令に違反した者
 - (5) 第24条第2項において準用する第16条第3項の規定に違反した者
 - (6) 第31条の規定による勧告に従わなかった者
- 2 市長は，前項の規定による公表を行う場合は，当該公表に係る者に対し，あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

第7章 罰則

(罰則)

第39条 第15条第4項の規定による命令に違反した者は，1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は，30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第3項の規定に違反した者
- (2) 第14条第1項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者
- (3) 第14条第2項の規定に違反した者
- (4) 第15条第1項の規定による命令に違反する行為をした者
- (5) 第16条第3項の規定に違反した者

(両罰規定)

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業員が，その法人又は人の業務又は財産に関して前2条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の杜の都の環境をつくる条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によってした処分，手続その他の行為は，この条例による改正後の杜の都の環境をつくる条例(以下「改正後の条例」という。)中に相当する規定があるときは，改正後の条例の規定によってした処分，手

続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第 8 条第 1 項の規定により置かれた杜の都の環境をつくる審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の条例第 36 条第 4 項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（仙台市市税条例の一部改正）

- 5 仙台市市税条例（昭和 40 年仙台市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 23 条の 3 第 1 号中「杜の都の環境をつくる条例（昭和 48 年仙台市条例第 2 号）第 17 条第 1 項」を「杜の都の環境をつくる条例（平成 18 年仙台市条例第 47 号）第 17 条」に、「第 19 条第 3 項」を「第 25 条」に改める。

（仙台市百年の杜づくり推進基金条例の一部改正）

- 6 仙台市百年の杜づくり推進基金条例（平成 10 年仙台市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 1 号中「杜の都の環境をつくる条例（昭和 48 年仙台市条例第 2 号）第 23 条」を「杜の都の環境をつくる条例（平成 18 年仙台市条例第 47 号）第 18 条」に改める。